

「(仮称)下関市自転車の安全で適正な利用促進に関する条例」骨子案 に対するパブリックコメント実施結果

1. 実施期間

令和5年10月6日(金)から11月6日(月)

2. 意見応募状況

意見応募者数: 2人

意見件数: 9件

3. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

No.	記載内容	意見内容	意見に対する市の考え方
1	市の責務 関係機関と連携し、自転車の安全で適正な利用に関する施策の総合的、計画的な推進	山口県は、全国平均で自転車のヘルメット着用率が約23.0%とまだまだ低い水準なので、市・町・村などと連携してより自転車の安全運転を周知し強化していく必要があると考えている。	ヘルメットの着用をはじめとする自転車の安全で適正な利用について、関係機関等と十分連携を取りながら推進していきたいと考えております。
2	自転車利用者の責務 道路交通法その他の交通安全に関する法令への理解及び遵守	自転車の運転者は、道路交通法を守れていないのが現状である。今後は、自転車安全講習やネットワークなど活用し、運転者への交通ルール・マナーを再度、理解していき安全運転の必要があるとする。	道路交通法等について、理解を深め、遵守するよう規定する予定です。
3	自転車利用者の責務 自転車の定期的な点検・整備、盗難防止対策	・自転車の点検・整備について(ブ・タ・ハ・シャ・ベル) ①ブレーキ効き②タイヤ摩耗③ハンドルのゆがみ④サドルの固定⑤ベルが鳴る 最低でもこの5つの整備点検を意識してほしいと考える。	自転車利用者は、その利用する自転車について、定期的に点検し、及び必要な整備を行うよう努める旨規定する予定です。 具体的にお示しされた5つの整備点検項目については、今後の条例内容の周知・啓発の際に充分留意し、参考にさせていただきます。
4	保護者の責務 監護する未成年者に対する、自転車の安全で適正な利用に関する教育	平成27年のデータでの自転車による事故件数は、9万6700件交通事故数は18.4%で平成22年以降から減少傾向ではあるが、約2割で推移しているのが現状である。未成年者の死傷事故は30.5% 高い推移であるため、保護者による未成年者への自転車運転の安全マナー・交通ルールなどの教育を徹底していかねばならないと考える。	保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全な利用に関する教育を行うよう努めなければならない旨規定する予定です。
5	保護者の責務 ヘルメットの着用について	自転車事故の7割が、頭部に致命傷をおっており、2017年～2021年の5年間のヘルメット致死率は、着用時0.12%→無着用0.23% 約2.3倍増えているので交通死亡事故を減らすためにも、未成年者に対するヘルメットの着用を増加させていかなければならないと考えている。	保護者は、その監護する未成年者を自転車に乗車させるときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない旨規定する予定です。

No.		記載内容	意見内容	意見に対する市の考え方
6	自転車損害賠償保険等について	自転車損害賠償保険等の加入について	自転車の損害賠償保険は、自動車と違い任意であるため、強制力がないことが現状である。しかし交通事故などで、相手を死亡、ケガをさせてしまうと高額な賠償責任がとわれ一生償っていかねばならない可能性があるため、自動車や自転車を日常生活で運転される方は、個人賠償責任保険(特約)+障害賠償保険を加入したほうが良いと考える。	自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償責任保険等に加入するよう努めなければならない旨規定する予定です。
7	定義	電動アシスト自転車	電動アシスト自転車について取り上げ、利用等についても指導する必要がある。	電動アシスト自転車は、道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車に含まれます。条例においても、電動アシスト自転車を含めた自転車についてその安全で適正な利用について規定をする予定です。
8	利用者の責務		駐輪場所の確保、及び不正駐輪の防止	今回の条例で定めることは予定しておりませんが、すでに「下関市自転車等駐車場条例」に基づき、JR各駅前(旧市内、豊浦総合支所管内)に自転車駐車場を設置しております。また、「下関市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、自転車の利用者は自転車を放置しないよう努めなければならない旨を規定しております。
9	利用者の責務		高齢者に対する再教育等特に法令及びマナー	高齢者を含む自転車利用者全体に対して、道路交通法等について、理解を深め、遵守するよう規定する予定です。